

## 岸和田市違法屋外広告物追放登録員制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。以下「府条例」という。）第26条第1項第1号の規定により本市が行うこととされた屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づく違法屋外広告物の簡易除却の実施に係る事務の推進を図るため、簡易除却を実施する推進団体の認定及びその団体の登録員に委任を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違法屋外広告物 法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等であって、府条例の規定に違反して掲出されている屋外広告物をいう。
- (2) 簡易除却 法第7条第4項の規定により屋外広告物を除却することをいう。

(推進団体の認定等)

第3条 市長は、違法屋外広告物の簡易除却を適正に行うことができると認められる2名以上で構成された地域団体等を、違法屋外広告物追放推進団体（以下「推進団体」という。）として認定する。

2 市長は、第1項の認定に係る申請については、岸和田市違法屋外広告物追放推進団体認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うよう求めるものとする。

- (1) 岸和田市違法屋外広告物追放登録員推薦名簿（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(認定書の交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定により推進団体を認定したときは、岸和田市違法屋外広告物追放推進団体認定書（様式第3号）を当該推進団体に対し交付するものとする。

2 推進団体の認定期間は、2年以内とする。ただし、更新を妨げない。

3 市長は、推進団体が第1項の認定書に記載された事項を変更しようとするときは、当該変更しようとする事項について、速やかに市長に対し届け出るよう求めるものとする。

(登録員への委任)

第5条 市長は、第3条第1項の規定により認定された推進団体より推薦された者のうち、違法屋外広告物の除却事務を委任することが適当と認める者を岸和田市違法屋外

広告物追放登録員（以下「登録員」という。）として違法屋外広告物の簡易除却を委任し、岸和田市違法屋外広告物追放登録員証（様式第4号 以下、「登録員証」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の委任に係る費用は無償とする。
- 3 市長は、登録員に対し、あらかじめ市長が行う違法屋外広告物の簡易除却に関する講習会を受講させる等違法屋外広告物の簡易除却に関する知識を習得させるものとする。
- 4 登録員の委任期間は、登録員が属する推進団体の認定期間の満了の日までとする。  
（推進団体の活動）

第6条 市長は、推進団体が簡易除却活動をしようとするときは、実施日の1週間前までに岸和田市違法屋外広告物簡易除却活動計画書（様式第5号）及び岸和田市違法屋外広告物簡易除却活動参加者名簿（様式第6号）を各1部ずつ提出するよう求めるものとする。

- 2 市長が、違法屋外広告物の簡易除却について登録員に対して委任をする事項は、前項の活動計画書に記載された事項に限るものとする。
- 3 市長は、推進団体が簡易除却活動をするときは、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 前条第1項の登録員証を携行し、及び腕章（様式第7号）を着用すること。
- (2) 法その他関係法令を遵守するとともに、恣意的な簡易除却を行わないこと。
- (3) 簡易除却活動において事故等が発生したときは、速やかに市長に報告すること。

- 4 市長は、推進団体が第1項の活動計画書に従った簡易除却活動を終了したときは、速やかに岸和田市違法屋外広告物簡易除却活動報告書（様式第8号）を提出するよう求めるものとする。

（推進団体の認定の取消し）

第7条 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第1項の認定を取り消すものとする。

- (1) 推進団体から認定の取消しの申出があったとき。
- (2) 1年間一度も除却活動を行わないなど、推進団体としてふさわしくない行為があったと認めたとき。

（登録員の委任の取消し等）

第8条 市長は、登録員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の委任を取り消すものとする。

- (1) 登録員から退任の申出があったとき。

(2) 登録員としてふさわしくない行為があったと認めたとき。

2 登録員が属する推進団体の認定が取り消されたときは、当該登録員の委任は取り消されたものとみなす。

3 市長は、登録員の委任が取り消されたときは、第5条第2項で交付された登録員証を市長へ返却させるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(岸和田市違法屋外広告物追放登録員設置要領の廃止)

2 「岸和田市違法屋外広告物追放登録員設置要領」は廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の日前に、この要領の規定に基づく違法屋外広告物の簡易除却事務の委任等に相当する事務のうち満了期日を迎えていないものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前に、この要領の規定に基づく違法屋外広告物の簡易除却事務の委任等に相当する事務のうち満了期日を迎えていないものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前に、この要領の規定に基づく違法屋外広告物の簡易除却事務の委任等に相当する事務のうち満了期日を迎えていないものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号及び様式第8号(以下「旧

様式」 という。) により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

岸和田市違法屋外広告物追放推進団体認定申請書

岸和田市長 様

（申請者）

ふりがな	
代表者	
住所	
連絡先	

下記のとおり違法屋外広告物追放推進団体の認定を申請します。

記

ふりがな 団体名	
活動場所	
登録員数	
備考	

※ 岸和田市違法屋外広告物追放推進団体登録員推薦名簿（様式第2号）を添付して提出して下さい。



様式第3号（第4条関係）

## 岸和田市違法屋外広告物追放推進団体認定書

様

貴団体を岸和田市違法屋外広告物追放推進団体と認定  
します。

認定期間                      年      月      日まで

年      月      日

岸和田市長

様式第4号（第5条関係）

（表）

第 号	
岸和田市違法屋外広告物追放登録員証	
登録団体	
氏名	
	年 月 日生
年 月 日発行（有効期限	年 月 日）
上記の者は、岸和田市違法屋外広告物追放登録員制度実施要領第5条第1項の規定による岸和田市違法屋外広告物追放登録員であることを証する。	
岸和田市長	

（裏）

屋外広告物法抜粋  
第七条  
（略）

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなき。

大阪府屋外広告物条例抜粋  
第二十六条 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて府の区域内に存する市、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一 法第七条第四項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却に関する事務  
（略）

岸和田市市民環境部廃棄物対策課 072-423-9444

様式第5号（第6条関係）

岸和田市違法屋外広告物簡易除却活動計画書

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

ふりがな  
代表者名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

活動日の予定は、次のとおりです。

活動日	年 月 日 ( )
活動場所 (違法広告物の 場所)	
活動予定時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
一時保管場所	
活動当日責任者	
活動当日責任者 連絡先	( )
その他特記事項	

※この書類は、実施日の1週間前までに提出してください。

様式第6号（第6条関係）

岸和田市違法屋外広告物簡易除却活動参加者名簿

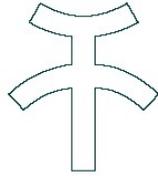
団体名 \_\_\_\_\_

※この書類は、実施日の1週間前までに提出してください。

実施日	年	月	日（ ）	参加人数	計	名
氏名		備考		氏名		備考
1				16		
2				17		
3				18		
4				19		
5				20		
6				21		
7				22		
8				23		
9				24		
10				25		
11				26		
12				27		
13				28		
14				29		
15				30		

様式第7号 (第6条関係)

違法屋外広告物



追放登録員

岸和田市違法屋外広告物簡易除却活動報告書

岸和田市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

ふりがな  
代表者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

違法屋外広告物の簡易除却活動を実施したので、下記のとおり報告します。

1. 実施日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分から 午前 時 分 午後 午後
2. 実施地域	
3. 参加者数	合計 名 (詳細は別紙のとおり)
4. 除却枚数	はり紙 ( 枚 ) はり札等 ( 枚 ) 広告旗 ( 本 ) 立看板等 ( 基 )
5. 備考	